

香川県報



号 外

平成 18 年

3月20日(月曜日)

告 示

字の名称の変更

公平委員会の事務の受託

地方自治法施行の規定による仲多度郡まんのう町の区域の人口（ ） （自治振興課）

告 示

香川県告示第百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、まんのう町の区域内において、別表一及び別表二の表の下欄に掲げる字の名称をそれぞれ当該上欄に掲げる字の名称に変更し、平成十八年三月二十日から施行する旨、まんのう町長職務執行者から届出があった。

平成十八年三月二十日

別表一

香川県知事 真 鍋 武 紀

上欄（変更後の大字）	下欄（変更前の大字）
炭所東	大字炭所東
炭所西	大字炭所西
長尾	大字長尾
吉野	大字吉野
神野	大字神野

別表二

右の表のうち、別表二に掲げる字の区域を除く。

真野	大字真野
岸上	大字岸上
五條	大字五條
四條	大字四條
吉野下	大字吉野下
羽間	大字羽間
東高篠	大字東高篠
西高篠	大字西高篠
公文	大字公文
塩入	大字塩入
七箇	大字七箇
佐文	大字佐文

上欄（変更後の大字・字）

下欄（変更前の大字・字）

造田字桜木	造田字桜木
造田字一里塚	造田字吉里塚
造田字影ノ浦	造田字影浦
造田字転石	造田字轉石
造田字小屋谷	造田字小屋ノ谷
中通字東桜	中通字東櫻
中通字西桜	中通字西櫻
中通字土路淵	中通字土路淵

川東字先猪鼻	川東字先猪ノ鼻
川東字焼尾	川東字焼尾
川東字宝生谷	川東字寶生谷
川東字川奥	川東字川ノ奥
勝浦字櫛	勝浦字櫛
炭所東字吉沢	大字炭所東字吉澤
炭所東字華空蔵	大字炭所東字華空蔵
炭所東字大牟礼	大字炭所東字大牟禮
炭所東字円満寺	大字炭所東字圓滿寺
炭所東字高樋	大字炭所東字高樋
炭所西字蔵島	大字炭所西字蔵島
炭所西字鑄物師谷	大字炭所西字鑄物師谷
長尾字蔵ノ前	大字長尾字蔵ノ前
吉野字下高屋原	大字吉野字下高屋原
吉野字上高屋原	大字吉野字上高屋原
吉野字西高屋原	大字吉野字西高屋原
吉野字五毛高丸	大字吉野字五毛高丸
羽間字滝鼻	大字羽間字瀧鼻
塩入字地藏前	大字塩入字地藏前
塩入字百々崎	大字塩入字百々崎
帆山字東原	大字十郷字帆山東原
帆山字木庭	大字十郷字帆山木庭

帆山字池田	大字十郷字帆山池田
帆山字下原	大字十郷字帆山下原
帆山字北岡	大字十郷字帆山北岡
帆山字枝折	大字十郷字帆山枝折
帆山字新田	大字十郷字帆山新田
帆山字直垂	大字十郷字帆山直垂
後山字道南	大字十郷字後山道南
後山字樋向	大字十郷字後山樋向
後山字下所	大字十郷字後山下所
後山字北谷	大字十郷字後山北谷
後山字宮谷	大字十郷字後山宮谷
大口字土器	大字十郷字大口土器
大口字龜田	大字十郷字大口龜田
大口字松砂古	大字十郷字大口松砂古
大口字宮西	大字十郷字大口宮西
大口字行成	大字十郷字大口行成
大口字堂谷	大字十郷字大口堂谷
大口字定岡	大字十郷字大口定岡
大口字宮前	大字十郷字大口宮ノ前
大口字森本	大字十郷字大口森本
新目字黒川	大字十郷字新目黒川
新目字通利	大字十郷字新目通利

新目字平柴	大字十郷字新目平柴
新目字東岡	大字十郷字新目東岡
新目字山野谷	大字十郷字新目山野谷
新目字桑ノ木	大字十郷字新目桑ノ木
新目字横峰	大字十郷字新目横峰
新目字松尾谷	大字十郷字新目松尾谷
新目字一尾谷	大字十郷字新目一尾谷
新目字柵下	大字十郷字新目柵下
新目字山口	大字十郷字新目山口
新目字淵田	大字十郷字新目淵田
新目字北山	大字十郷字新目北山
新目字石田	大字十郷字新目石田
山脇字川南下	大字十郷字山脇川南下
山脇字多治川口	大字十郷字山脇多治川口
山脇字川南上	大字十郷字山脇川南上
山脇字芝畔	大字十郷字山脇芝畔
山脇字川北中平	大字十郷字山脇川北中平
山脇字百々	大字十郷字山脇百々
山脇字上平	大字十郷字山脇上平
山脇字多治川	大字十郷字山脇多治川
追上字下大口	大字十郷字追上下大口
追上字三反地	大字十郷字追上三反地

追上字向江	大字十郷字追上向江
追上字林ヶ谷	大字十郷字追上林ヶ谷
追上字大氷	大字十郷字追上大氷
追上字願袖	大字十郷字追上願袖
追上字北側	大字十郷字追上北側
追上字竹ノ尾	大字十郷字追上竹ノ尾
宮田字平畑	大字十郷字宮田平畑
宮田字寺	大字十郷字宮田寺
宮田字河内	大字十郷字宮田河内
宮田字平石	大字十郷字宮田平石
宮田字小谷	大字十郷字宮田小谷
宮田字谷	大字十郷字宮田谷
宮田字北	大字十郷字宮田北
宮田字宮中	大字十郷字宮田宮中
宮田字中條	大字十郷字宮田中條
買田字夏目	大字十郷字買田夏目
買田字郷見	大字十郷字買田郷見
買田字南畑	大字十郷字買田南畑
買田字谷奥	大字十郷字買田谷奥
買田字小倉	大字十郷字買田小倉
買田字皿池	大字十郷字買田皿池
買田字宮向	大字十郷字買田宮向

買田字高座	大字十郷字買田高座
買田字中手	大字十郷字買田中手
買田字岡下	大字十郷字買田岡下
買田字峠	大字十郷字買田峠
生間字馬背	大字十郷字生間馬背
生間字米砂子	大字十郷字生間米砂子
生間字明通寺	大字十郷字生間明通寺
生間字谷奥	大字十郷字生間谷奥
生間字大郡	大字十郷字生間大郡
生間字裏谷	大字十郷字生間裏谷
佐文字觀田原	大字佐文字觀田原

香川県告示第二百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、香川県は、仲多度郡まんのう町の公平委員会の事務を次の規約により受託する。

平成十八年三月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

仲多度郡まんのう町と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、仲多度郡まんのう町（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、甲及び乙が告示した日から施行する。

香川県告示第二百一号

平成十八年三月二十日から仲多度郡琴南町、同郡満濃町及び同郡仲南町を廃し、その区域をもって同郡まんのう町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項第一号の規定による仲多度郡まんのう町の人口を次のとおり告示する。

平成十八年三月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町の名称	人口
仲多度郡まんのう町	一九、九〇八人